

## 第9 医療給付事業

### 1 小児慢性特定疾病医療給付（児童福祉法）

#### (1) 背景

本事業は、昭和49年に小児慢性特定疾患治療研究事業における医療給付事業として創設され、平成17年4月に児童福祉法に基づく事業として法制化された。

現在、医療費の支給認定については、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会にて審査を行っており、16疾患群788疾患が給付の対象となっている。

#### (2) 目的

小児慢性特定疾病は、その治療が長期間にわたることで医療費の負担も高額となる。これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療費の一部を助成し、家庭の医療費の負担軽減を図る。

#### (3) 対象

岡崎市内に住所を有する者のうち、対象疾患及び対象年齢に該当し、小児慢性特定疾病指定医療機関で医療を受ける者

#### (4) 疾患群別支給認定数

(単位：件)

区分 疾患群	認定数 (新規再掲)	割合 (%)	年齢別内訳（再掲）									（再掲）		
			0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	重症患者認定	高額かつ長期	人工呼吸器	
悪性新生物	60(9)	13.3	—	1	8	6	9	10	13	13	15	9	—	
慢性腎疾患	30(6)	6.6	—	—	2	1	—	7	12	8	—	2	—	
慢性呼吸器疾患	8(-)	1.8	—	1	1	1	2	2	—	1	1	7	—	
慢性心疾患	91(17)	20.1	2	16	7	9	10	12	24	11	17	16	3	
内分泌疾患	82(12)	18.1	1	—	5	7	17	25	18	9	1	28	—	
膠原病	14(1)	3.1	—	—	1	1	2	1	6	3	—	5	—	
糖尿病	32(3)	7.1	—	1	1	4	8	2	12	4	—	4	—	
先天性代謝異常	12(1)	2.7	—	—	—	1	2	2	4	3	2	2	—	
血液疾患	12(1)	2.7	—	—	—	1	1	3	3	4	—	2	—	
免疫疾患	5(-)	1.1	—	1	—	1	—	—	1	2	1	3	—	
神経・筋疾患	43(7)	9.5	—	3	10	2	2	10	9	7	13	11	—	
慢性消化器疾患	41(8)	9.1	1	4	3	2	4	8	6	13	1	6	—	
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	15(1)	3.3	—	—	2	5	2	2	1	3	8	7	3	
皮膚疾患	3(1)	0.6	—	—	1	2	—	—	—	—	—	2	—	
骨系統疾患	4(-)	0.9	—	—	—	1	1	—	2	—	1	—	—	
脈管系疾患	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	452(67)	100	4	27	41	44	60	84	111	81	60	104	6	

※同一の者に複数の疾病に関して支給認定を行っている場合は、それぞれの疾病ごとに計上

※重症患者認定、高額かつ長期、人工呼吸器は、主疾患に記載し、重複して認定を行っている場合は、それぞれの項目ごとに計上

(5) 受給者実人数 (単位：人)

年度	実人員
R 3 年度	425
R 4 年度	448
R 5 年度	443

(6) 申請件数 (令和 6 年 5 月末現在) (単位：件)

	新規	更新	変更 (審査あり)	変更 (審査なし)	再交付	返納	計
件数	67	352	6	110	1	5	541
承認	67	352	6				425
不承認	—	—	—				—
保留	—	—	—				—

(7) 決算額

	医療費		日常生活用具		
	支払件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)	内訳
R 3 年度	5,174	98,204,600	3	161,610	37,090 (車椅子) 20,020 (人工鼻) 104,500 (人工鼻)
R 4 年度	5,445	115,817,542	1	30,000	30,000 (電気式たん吸引器)
R 5 年度	5,488	106,240,529	1	113,250	113,250 (パルスオキシメーター)

(8) 小児慢性特定疾病指定医療機関指定数 (令和 6 年 4 月 1 日現在) (単位：件)

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所	計
81	149	18	248

(9) 小児慢性特定疾病指定医指定数 (令和 6 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

専門医要件	研修要件	計
97	6	103

## 2 特定不妊治療費補助 (不妊に悩む方への特定治療支援事業)

### (1) 目的

不妊に悩み、特定不妊治療 (体外受精及び顕微授精) 以外の方法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減を図る。国庫補助金は2分の1、市負担金2分の1

### (2) 対象

申請時に以下の条件全てに該当する者

ア 法律上の夫婦、または事実婚関係にある者

イ 申請する治療期間初日の妻の年齢が43歳未満の者

ウ 夫婦の両方又はどちらか一方が岡崎市に住民登録がある者

エ 特定不妊治療以外の方法によっては妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた者

### (3) 内容

補助額は、1夫婦につき1回の上限30万円（「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」及び「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないために中止したもの」については上限10万円）特定不妊治療費の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の上限30万円（「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」を除く。）

補助期間は、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和5年3月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了しているものを補助対象とする。

補助回数は、1回までとする。ただし、既定の補助回数（初回新生児の治療期間初日における妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満の場合は通算3回）を超えている場合は、対象外とする。

次のアまたはイに該当する場合は、これまでに受けた補助回数を再設置する（以下「補助回数再設置」という。）ものとする。

ア 補助を受けた後、出産した場合

イ 補助を受けた後、妊娠12週以降に死産に至った場合

### (4) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載

### (5) 補助状況（年度末現在）

（単位：件）

年度	実件数			延べ件数	母子健康手帳 交付者数
		上限30万円* (再掲)	男性不妊 (再掲)		
R 2年度	331	173	5	509	166
R 3年度	510	372	5	889	289
R 4年度	164	75	1	180	71
R 5年度	5	5	0	5	1

※ R 1年度及びR 2年12月までの上限30万円については初回申請のみ

### (6) 決算額（単位：円）

年度	決算額
R 2年度	87,532,000
R 3年度	178,447,000
R 4年度	33,240,000
R 5年度	500,000

## 3 不育症検査費補助

### (1) 目的

現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を補助することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図る。

## (2) 対象

申請時に以下の条件全てに該当する者

- ア 申請時に岡崎市に住所を有する者であること。
- イ 流産（生化学的妊娠は含まない）、死産の既往が合計2回以上ある者であること。
- ウ 実施医療機関の施設要件を満たす医療機関で実施され、先進医療として行われる不育症検査を受けた者であること。なお、実施医療機関の施設要件とは「不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として承認されている医療機関であること」「当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること」である。

## (3) 内容

令和3年度において助成対象検査と定めていた「流産検体を用いた染色体検査」に対する補助は令和4年4月1日より当該検査が保険適応になることから、令和4年3月31日付けで廃止となった。

「次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査」が、新たに助成対象検査と定められたため、令和5年2月15日より補助制度を再開した。補助金の額は、1回の検査につき7割に相当する額と6万円のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数は切り捨て）

## (4) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載

## (5) 補助状況（年度末現在）（単位：件）

年度	実件数	延べ件数
R3年度	10	10
R4年度	0	0
R5年度	0	0

## (6) 決算額（単位：円）

年度	決算額
R3年度	488,000
R4年度	0
R5年度	0

## 3 不妊症・不育症支援ネットワーク事業

### (1) 目的

不妊症、不育症患者への支援として、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援を実施する。

### (2) 対象

不妊症・不育症患者を含む流産・死産を経験した者

### (3) 従事者

保健師、公認心理士、助産師

#### (4) 内容

- ア 不妊・不育専門相談（6回）
- イ 保健師面接相談（2件）
- ウ 自主サークル、里親・特別養子縁組制度等の案内
- エ 電話相談、家庭訪問（0件）
- オ 「岡崎商工会議所発お役立ち情報」及び企業メール配信での啓発
- カ イオンモール岡崎で開催された「SDGs・おかげさまで魅力発信展」にてプレコンセプションケアの啓発
- キ Webセミナー「今知っておきたい！妊活・不妊・ヘルスケアについて」を開催（16組）

#### (5) 周知方法

- ア 死産届出時、産婦人科医療機関にチラシを配付
- イ 特定不妊治療費補助金申請・不育症検査費の補助金申請の際に、アンケート及び保健師面接を実施
- ウ 産婦人科医療機関へ連絡票の活用を依頼

### 4 不妊・不育専門相談

#### (1) 目的

不妊症・不育症について、検査や治療に関する専門的な相談に応じることで、夫婦で主体的に治療に取り組み、今後の治療の方向性を考えるきっかけとなるよう、相談及び助言を行う。

#### (2) 対象

不妊症・不育症について不安や悩み等のあるもの（当事者本人及びその配偶者）

#### (3) 従事者

不妊症看護認定看護師

#### (4) 内容

ア 相談・支援

不妊症・不育症の検査や治療における不安や悩み等の相談を行う。

イ 相談状況

年度	実施回数(回)	実人数(人)	延べ人数(人)
R3年度	9	11	12
R4年度	8	16	16
R5年度	6	9	9

ウ 相談内容（複数回答可）

（単位：件）

内容	R3年度	R4年度	R5年度
不妊の原因について	5	2	2
不妊症の検査・治療について	5	7	5
不妊治療を実施している医療機関の情報について	6	6	2
主治医や医療機関に対する不満について	2	1	0

世間の偏見や無理解による不満	—	—	0
家族に関すること	2	—	0
費用や助成制度について	4	3	0
不育症に関すること	4	2	1
不妊治療と仕事の両立について	2	2	1
その他	1	2	3

#### エ 満足度調査結果

不妊・不育専門相談実施後に、対象者へアンケートを実施

年度	平均点数（点）
R3 年度	4.6
R4 年度	4.8
R5 年度	4.8

※ 点数は5段階評価

#### (5) 周知方法

市政だより、岡崎市公式 SNS、ホームページに掲載。チラシを特定不妊治療費補助決定通知書と同封し、配布。ポスターを関係医療機関に送付し、掲示を依頼。Web セミナー「今知っておきたい！妊活・不妊・ヘルスケアについて」にて紹介

### 5 新型コロナウイルス感染症対策妊産婦総合支援事業（不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助）

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図るため

#### (2) 対象

産科医療機関に定期的に通院または分娩予定の妊婦で、以下のすべてを満たす者

ア 新型コロナウイルス感染症に対し不安を抱える者

イ 発熱等の感染を疑う症状がなく、診療上の医師の判断によるウイルス検査を必要としない者

ウ 検査の内容について、岡崎市が定める事前説明を受け、検査の目的、検査実施による影響等を理解している者

エ 過去に本事業によるウイルス検査を受けていない者

#### (3) 内容

ア 補助内容

妊婦 1 人 1 回に限り上限9,000円（令和4年度までは上限20,000円）

イ 補助件数・決算額

年度	補助件数 （件）	決算額 （円）
R 2 年度	15	300,000
R 3 年度	19	376,000
R 4 年度	48	940,000
R 5 年度	7	62,000

## 6 小児慢性特定疾病児童自立支援事業

### (1) 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病により長期にわたり療養を要する児童等の健全育成及び自立促進を図るため、療養生活における支援及び助言をする。

### (2) 対象

小児慢性特定疾病医療受給者及びその家族

### (3) 従事者

保健師、小児慢性特定疾病自立支援員

### (4) 内容

#### ア 療養相談・支援

長期療養上の不安や悩み等の相談及び小児慢性特定疾病医療給付事業の受給に関する支援を行う。

#### (イ) 面接相談・訪問状況

(単位：人)

	面接相談		訪問	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 3年度	389	442	11	19
R 4年度	385	419	9	16
R 5年度	382	430	13	24

#### (イ) 疾患群別療養相談内容（申請時）

(単位：延べ件数)

疾患群	相談内容（再掲：新規）						計
	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食事 栄養	その他	
悪性新生物	23(6)	4(1)	2(1)	3	—	22(2)	54(10)
慢性腎疾患	15(4)	—	1	11(2)	—	3	30(6)
慢性呼吸器疾患	2	—	—	4	—	—	6
慢性心疾患	39(8)	6(1)	8(1)	26(4)	1(1)	10(1)	90(16)
内分泌疾患	41(7)	6(1)	2	21(2)	—	9(2)	79(12)
膠原病	7(1)	2	—	3	—	2	14(1)
糖尿病	6	2	—	17(1)	—	4(2)	29(3)
先天性代謝異常	2	—	2	5(1)	—	1	10(1)
血液疾患	3(1)	—	1	—	4	1	9(1)
免疫疾患	3	—	—	3	—	1	7
神経・筋疾患	18(2)	8(3)	—	10(1)	—	4(1)	40(7)
慢性消化器疾患	13(3)	2(1)	3(1)	10	2(2)	7(1)	37(8)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	1	—	3	—	4(1)	12(1)
皮膚疾患	1(1)	1	—	1	—	—	3(1)
骨系統疾患	—	2	1	1	—	—	4
脈管系疾患	—	—	—	—	—	—	—
計	177(33)	34(7)	20(3)	118(11)	7(3)	68(10)	424(67)

※同一の者に複数の疾病に関して支給認定を行っている場合は、主疾病に計上

(ウ) 個別ケース会議出席状況 (単位：件)

	内訳
R 3 年度	退院時調整会議 3回
R 4 年度	—
R 5 年度	退院時調整会議 6件 ケースカンファレンス 3件 就学前調整会議 2件

イ 小児慢性特定疾病児童等・家族教室 (単位：人)

開催日	内容	参加者数		
		患儿	家族	計
7月30日	プチ講座「AEDに触ってみよう！」 小児慢性特定疾病児等交流会	6	14	20
8月6日	講演「1型糖尿病とともに過ごす人生の見守り方」 小児慢性特定疾病児等交流会	5	7	12
12月16日	講演「私をはじめた子どもを守る3つのこと！ 親子で学ぶ防災～一緒に考えよう～」 小児慢性特定疾病児等交流会	4	7	11

ウ 情報提供

機関紙（小慢だより）の発行

時期	小児慢性特定疾病医療費支給認定 更新申請時に配布
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病疾患群別支給認定数について</li> <li>・児童福祉法改正に伴う小児慢性特定疾病医療費助成制度の変更について</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等データベース運用開始における医療意見書のオンライン登録について</li> <li>・講演会、交流会について</li> <li>・小児慢性特定疾病、子ども医療について</li> <li>・防災コラム</li> </ul>

エ 小児慢性特定疾病児童手帳交付状況 (単位：件)

	交付件数
R 3 年度	78
R 4 年度	64
R 5 年度	61